

指定更新申請手続きについて

1. 指定更新手続きの概要

事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失います。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町に移譲されましたので、指定更新手続きは、指定更新申請書に必要書類を添えて、指定期間満了の1か月前までにさぬき市長寿介護課へ提出してください。

2. 提出書類

- (1) 指定更新申請書
- (2) 申請書付表・添付書類一覧表
- (3) 添付書類一覧に記載の書類

※必要に応じ、別途個別に関係書類の提出を求めることがあります。

※別添ファイル「付表・添付書類一覧」を参照のこと。

- (4) その他添付書類（更新申請以前に届け出た内容から変更がある場合のみ）

更新時に、更新申請以前に届け出た内容（変更届）から変更がある場合については、指定更新申請とは別に「変更届」を添付して提出してください。

3. 提出方法

- (1) 提出先：さぬき市長寿介護課
- (2) 提出時期：遅くとも指定有効期間満了日の1ヶ月前
- (3) 提出方法：持参

4. 休止中の事業所

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」を提出してください。

5. 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

- (1) 申請書提出後に変更が生じた場合

変更届を提出してください。提出先はさぬき市長寿介護課です。

- (2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合

指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

6. 申請手数料および納付方法

指定申請には、さぬき市手数料条例に基づき、手数料が必要となります。指定申請書の受理後、納入通知書をお渡し（または郵送）しますので、これに現金を添えて納付期限までにさぬき市指定金融機関等へ納付してください。（納付が確認できたところで審査開始となります。）

新規指定は、10,000円です。またこれは審査にかかる手数料となることから、指定できない場合でも返還はできかねますのであらかじめご了承ください。

